

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年11月7日

【事業年度】 第7期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

【会社名】 セカンドサイトアナリティカ株式会社

【英訳名】 SecondXight Analytica, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高山 博和

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田西福田町3番地

【電話番号】 03-4405-9914

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 保坂 義仁

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田西福田町3番地

【電話番号】 03-4405-9914

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 保坂 義仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年6月29日に提出いたしました第7期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

2023年6月29日付 独立監査人の監査報告書

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 独立監査人の監査報告書

（訂正前）

（省略）

財務諸表監査における監査人の責任

（省略）

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

（省略）

（訂正後）

（省略）

財務諸表監査における監査人の責任

（省略）

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

（省略）

## 独立監査人の監査報告書

2023年 6月29日

セカンドサイトアナリティカ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 藤 井 淳 一

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 古 谷 大 二 郎

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセカンドサイトアナリティカ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セカンドサイトアナリティカ株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| フロー売上に関する見積りの合理性及び期間帰属の適切性  |  |
|---|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由  | 監査上の対応   |
| <p>セカンドサイトアナリティカ株式会社は、データ分析コンサルティングなどのアナリティクスコンサルティングをビジネスの起点として、フロー売上を主軸とした顧客個別対応型事業で知見を蓄積し、AIプロダクトの開発に応用するというビジネスモデルを構築している。フロー売上とは、モデルやシステムの構築・導入及び導入段階でのコンサルティングなどが含まれ、売上高合計の69.4%を占める。この中の収益認識には、一定の期間にわたり充足される履行義務と一時点で充足される履行義務がある。このうち一定の期間にわたり充足される履行義務については、財務諸表【注記事項】(重要な会計上の見積り)(収益認識関係)に記載のとおりである。</p> <p>(一定の期間にわたり充足される履行義務)</p> <p>一定の期間にわたり充足される履行義務は、進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト契約について適用されるが、適用に当たっては、収益総額、原価総額及び会計年度末における進捗度を合理的に見積る必要がある。</p> <p>会社は、プロジェクト開始段階において収益総額及び原価総額を見積った見積りシートを策定・承認し、各期末において未完のプロジェクトは期末日時点の進捗状況を踏まえて見積りシートの見直しを実施し、承認する等の内部統制を整備し、これを運用している。</p> <p>進捗度計算を適切に行うためには、期末日時点の進捗状況を適時・適切に原価総額の見積りに反映する必要があるが、その見積りには不確実性を伴うため、経営者の判断がその見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>(一時点で充足される履行義務)</p> <p>一時点で充足される履行義務は、プロジェクトが完成し、顧客に引き渡され、検収が完了した時点で売上高が計上される。</p> <p>特に取引先の決算日前に検収日または納品日を指定する取引先が多いため、3月末日付近の売上高は他の月と比較して多額になる傾向がある。それらは検収基準により収益を認識するが、プロジェクトの完成・引渡の時期の決定には実質的に顧客に引き渡されたかどうか、すなわち顧客と合意したプロジェクトが完了し、顧客が使用収益できる状態になったかどうかという判断を伴うものであり、その判断が売上高の期間帰属の適切性に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上のフロー売上に関する売上取引の特性及び金額的重要性から、当監査法人は、当該取引に係る売上取引の見積りの合理性及び期間帰属の適切性について、監査上慎重な検討が必要であるため、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、フロー売上に関する見積りの合理性及び期間帰属の適切性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価<br/>見積りシートの策定プロセス並びにプロジェクトの引渡確認プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <p>(原価総額の見積り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積りシートの作成に関する統制</li> <li>・プロジェクト着手後の状況変化を適時・適切に見積りシートに反映するための統制</li> </ul> <p>(プロジェクトの引渡確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客から請け負ったプロジェクトが完了したことを確認するための統制</li> </ul> <p>(2) 一定の期間にわたり充足される履行義務における収益総額、原価総額及び会計年度末における進捗度の見積りの合理性の評価<br/>収益総額、原価総額及び会計年度末における進捗度の見積りの合理性を評価するため、財務諸表に及ぼす影響を踏まえ、期末日付近の大型プロジェクトを中心に、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々のプロジェクト案件の契約書と見積りシート並びに既発生原価と見積りシートとの比較を行ったほか、プロジェクト着手後の契約内容及び見積りシートの変更の状況をプロジェクト担当者に質問し、原価総額の見積りに矛盾がないことを確かめた。</li> <li>・会社の案件データから分析した期間進捗率と原価進捗率の関係を利用して、異常な変動の有無や過去の見積りの精度を確かめた。</li> <li>・原価進捗率から当期に帰属する収益計上額を適切に計算されていることを確かめた。</li> </ul> <p>(3) 一時点で充足される履行義務の期間帰属の適切性の評価<br/>検収基準に基づく売上高の期間帰属の適切性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各取引先別の売上高や利益率の趨勢分析を実施し、異常な変動の有無を確かめた。</li> <li>・リスクの程度の観点から設定した一定の基準により抽出されたプロジェクトについて、顧客と合意したプロジェクトが完了したことを確かめるため、契約内容、契約金額及び検収日等の情報について取引先に確認を実施した。</li> </ul> |

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。